

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。）については、令和 5 年 9 月 29 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

本改正省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 265 号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、改正政令による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 18 条第 2 号及び令第 18 条の 2 第 2 号の規定に基づき譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示及び文書の交付等をしなければならない化学物質（以下「ラベル・SDS 対象物質」という。）の物質名を労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）で定める等の所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点

1 ラベル・SDS 対象物質の裾切値に係る規定の削除（安衛則第 30 条、第 34 条の 2 及び別表第 2 関係）

改正政令による改正後の令第 18 条第 3 号及び令第 18 条の 2 第 3 号の規定により、ラベル・SDS 対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値を告示で規定することに伴い、安衛則における当該裾切値に係る規定を削除したこと。

2 ラベル・SDS 対象物質の個別列举（安衛則第 30 条、第 34 条の 2 及び別表第 2 関係）

改正政令による改正後の令第 18 条第 2 号及び令第 18 条の 2 第 2 号の規定に

基づき、ラベル・SDS対象物質を安衛則別表第2に列挙したこと。

3 その他

その他所要の改正を行ったものであること。

4 施行期日（改正省令附則第1項関係）

改正省令は、令和7年4月1日から施行すること。

5 経過措置（改正省令附則第2項関係）

改正省令附則第2項に規定した項に掲げる物については、令和8年3月31日までの間は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条並びに第57条の2第1項及び第2項の規定は適用しないこと。

第3 細部事項

1 ラベル・SDS対象物質の個別列挙（安衛則別表第2関係）

（1）アルキル基を有する物質のうち、第128項「2－〔（アルキルオキシ）メチル〕オキシラン（アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物に限る。）」等の改正省令により新たにラベル・SDS対象物質に追加された物質については、構造を示す接頭辞がない場合は直鎖アルキル基のみを指すものであること。一方、アルキル基を有する物質のうち、改正政令による改正前の令別表第9と同一の名称で規定された以下のアからツまでの物質については、従前通り、すべての異性体の総称であり、その適用範囲に変更はないこと。

ア 第361項 オクタン

イ 第603項 酢酸ブチル

ウ 第604項 酢酸プロピル

エ 第607項 酢酸ペンチル（別名酢酸アミル）

オ 第1395項 トリブチルアミン

カ 第1515項 ノナン

キ 第1705項 ブタノール

ク 第1714項 フタル酸ジヘキシル

ケ 第1716項 フタル酸ジペンチル

コ 第1720項 ブタン

サ 第1730項 ブチルイソシアネート

シ 第1738項 ブチルリチウム

ス 第1780項 プロピルアルコール

セ 第1861項 ヘキサン

ソ 第1882項 ヘプタン

タ 第1894項 ペルフルオロノナン酸

チ 第1944項 ペンタン

ツ 第2135項 メチルプロピルケトン

- (2) 第358項「オクタブロモジフェニルエーテル」、第419項「キシリジン」等の構造異性体（(1)に該当する物を除く。）を有する物質については、すべての異性体の総称であること。なお、これにより、改正政令による改正前の令別表第9と同一の名称で規定された物質について、その適用範囲に変更はないこと。
- (3) 備考欄の「高圧のガスの状態のもの」とは、日本産業規格 Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）（以下「JIS Z 7252」という。）における高圧ガスの判定基準で定める圧縮ガス、液化ガス、深冷液化ガス又は溶解ガスに区分されたものをいうこと。
- (4) 第40項の「アスファルト」について、建設業者が舗装・防水工事後、施主に引き渡す際には、当該アスファルト単体又はアスファルトを含有する製剤その他の物は「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」に該当するので、ラベル表示及びSDS交付等並びに法第57条の3第1項のリスクアセスメント実施の対象にならないものとして取り扱って差し支えないこと。
- (5) 第127項「アルカノール（炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。）」（令和8年4月1日施行）の成分には、第1317項「1-ドデカノール（別名ノルマルドデシルアルコール）」（令和7年4月1日施行）が含まれるが、当該2物質の混合物にあつては当該成分を重複してSDSに記載する必要はなく、令和8年4月1日以降は「アルカノール（炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。）」としてラベル表示・SDS交付等を行えばよいこと。
- (6) 第136項「アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチレート」の成分には第137項「(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチレート（別名エスフェンバレレート）」が含まれるが、R体とS体の混合物にあつては当該成分を重複してSDSに記載する必要はなく、「アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチレート」としてラベル表示・SDS交付等を行えばよいこと。第139項「アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート（別名シペルメトリン）」と第140項「(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチル-シス-シクロプロパンカルボキシレート」についても同様であること。

- (7) 第186項の「一酸化窒素」には、当該物質が水と反応してできる亜硝酸は含まれないこと。
- (8) 第201項の「ウレタン」とは、カルバミン酸エチルをいうこと。
- (9) 第316項の「塩化ビニル」とは、塩化ビニルのモノマー（単量体）をいうこと。
- (10) 第577項の「けつ岩油」とは、油けつ岩の乾留によって得られる油状物質をいうこと。
- (11) 第580項の「ゲルマン」とは、モノゲルマン (GeH_4) をいうこと。
- (12) 第583項の「固形パラフィン」には、炭素数が20～32の飽和炭化水素が含まれること。
- (13) 第584項の「ココアルキルアミン」は、原料がヤシ油由来のもののみが対象となること。なお、「ココアルキルアミン」の成分には、第349項「(Z)－オクタデカ－9－エン－1－アミン」、第350項「オクタデカン－1－アミン」、第365項「オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）」が通常含まれるが、この場合であっても「ココアルキルアミン」に含まれる当該成分を重複してSDSに記載する必要はなく、「ココアルキルアミン」としてラベル表示・SDS交付等を行えばよいこと。
- (14) 第585項の「ココアルキルジメチルアミン＝オキシド」は、原料がヤシ油由来のもののみが対象となること。なお、「ココアルキルジメチルアミン＝オキシド」の成分には、第1039項「N，N－ジメチルドデシルアミン＝N－オキシド」が通常含まれるが、この場合であっても「ココアルキルジメチルアミン＝オキシド」に含まれる当該成分を重複してSDSに記載する必要はなく、「ココアルキルジメチルアミン＝オキシド」としてラベル表示・SDS交付等を行えばよいこと。
- (15) 第589項の「コールタール」には、コールタールピッチが含まれること。
- (16) 第631項の「三酸化二ほう素」には、当該物質が水と反応してできるオルトほう酸 (H_3BO_3) 及びメタほう酸 (HBO_2) は含まれないこと。
- (17) 第638項の「三弗化ほう素」には、当該物質が水と反応してできるフルオロヒドロキシほう酸類は含まれないこと。
- (18) 第852項の「ジクロロベンゼン」には、改正政令による改正前の令別表第9第122号「オルト－ジクロロベンゼン」及び同第441号「パラ－ジクロロベンゼン」が含まれること。
- (19) 第920項の「ジニトロフェノール」には、改正政令による改正前の令別表第9第272号の3「2，4－ジニトロフェノール」が含まれること。
- (20) 第989項の「ジペンテン」は、第2220項「d－リモネン」と1－リモネンの等量混合物であること。なお、「ジペンテン」に成分として含まれる「d－リモネン」を重複してSDSに記載する必要はなく、「ジペンテン」としてラベル表示・SDS交付等を行えばよいこと。

- (21) 第1116項の「シラン」とは、モノシラン (SiH_4) をいうこと。
- (22) 第1118項の「人造鉱物繊維」には、ガラス長繊維は含まれないこと。
- (23) 第1151項の「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条に掲げる「ポリ塩化ジベンゾフラン」、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル」をいうものであるが、このうち「コプラナーポリ塩化ビフェニル」は令別表第3第1号「第一類物質」の「3 塩素化ビフェニル(別名PCB)」に該当し、当該規定によりラベル・SDS対象物質となっていることから、備考欄の「令別表第3第1号3に掲げる物に該当するもの」として除外したものであること。
- (24) 第1315項の「灯油」とは、日本産業規格K2203に該当するものをいうこと。
- (25) 第1746項の「ブテン」は、1-ブテン、cis-2-ブテン、trans-2-ブテン及びイソブテンを含むこと。
- (26) 第2081項の「メチルナフタレン」は、1-メチルナフタレン及び2-メチルナフタレンを含むこと。
- (27) 第2161項の「1, 1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)」には、改正政令による改正前の令別表第9第599号「メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名MDI)」及びその異性体である2, 4'-ジフェニルメタンジイソシアネートが含まれること。
- (28) 第2274項の「ロジン」とは、天然松等の油状抽出成分をいうこと。

第4 その他

1 ラベル・SDS対象物質から除外される物質

改正政令による改正前の令別表第9第400号「トリフェニルアミン」については、国が行うGHS分類の結果、急性毒性区分5と区分されているが、当該区分はJIS Z 7252で採用されていないため、ラベル・SDS対象物質として規定しないこととしたこと。これにより「トリフェニルアミン」は、令和7年4月1日以降、ラベル・SDS対象物質から除外されること。

2 ラベル・SDS対象物質の一覧

CAS登録番号を併記したラベル・SDS対象物質の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。